

令和2年2月

我孫子市長殿

我孫子市立 つくし野保育園

第三者評価 結果報告書

千葉県認証福祉サービス第三者評価機関
特定非営利活動法人人材パワーアップセンター

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター
所 在 地	松戸市栗山542-2
評価実施期間	令和元年7月1日～令和2年2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	我孫子市立つくし野保育園		
(フリガナ)	アビコシリツツクシノホイクエン		
所 在 地	〒270-1164 千葉県我孫子市つくし野4丁目17番2号		
交通手段	JR常磐線我孫子駅北口より徒歩17分(駅から1.3km)		
電 話	04-7184-8822	FAX	04-7184-8822
ホームページ	http://www.city.abiko.jp		
経営法人			
開設年月日	1978/4/1		
併設しているサービス	一時預かり保育 延長保育 園庭開放 障害児保育 世代間交流 赤ちゃんステーション設置 交流保育 育休明け予約 AED設置施設 マイ保育園		

(2) サービス内容

対象地域	我孫子市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	10	21	21	24	25	110		
敷地面積	1665.88㎡			保育面積		801.42㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	日々の健康観察、各種健診、身体測定(毎月)、健康・衛生指導等								
食事	完全給食(月～金)食物アレルギー除去食の提供あり								
利用時間	月曜～金曜 7:00～19:00/ 土曜7:00～18:00								
休 日	日曜・祝祭日 年末年始(12月29日～1月3日)								
地域との交流	赤ちゃんステーション 災害時協力員の登録事業 園庭開放 マイ保育園事業 あびこ子どもまつり・ママへのごほうびフェスタ 世代間交流 幼保小との連携 小中高校生職場体験 実習生・インターンシップ受け入れ 近隣へのお便り配布								
保護者会活動	保護者会 定期総会 夕涼み会 観劇会								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	34	16	50	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	32		1	
	保健師	調理員	時間外保育補助	
	1	6	6	
	園長	事務・用務他		
	1	3		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	我孫子市役所子ども部保育課に申し込みをします。 我孫子市役所子ども部保育課までお問い合わせください。		
申請窓口開設時間	月曜日から金曜日（祝日除く）午前8時30分から午後5時まで。		
申請時注意事項	我孫子市役所子ども部保育課までお問い合わせください。		
サービス決定までの時間	入園決定者には保育実施希望月の前月中旬に 我孫子市役所子ども部保育課より通知があります。		
入園相談	保育課（入園に関する手続等）及び園生活に関する事項については、保育園にお問合せください。また、マイ保育園ひろばや園庭開放に参加していただき直接相談もできます。		
利用料金	3歳未満児は我孫子市の基準により世帯の所得税や市民税の課税額などによって決められます。3歳以上児は10月から保育料無償		
食事料金	3歳児以上主食費600円 副食費4500円		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	無	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【理念】 子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じた保育に努めます。 ・個人差、家庭環境、地域の実態に即した保育活動ができるよう努めます。 ・家庭と連絡を密にし、協力、理解のうえにたった保育活動ができるよう努めます。 ・楽しい保育園生活ができるように、温かい保育環境づくりに努めます。 ・児童の安全に心がけ保育施設・設備の安全を図ります。
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我孫子の豊かな自然環境の中で、四季を通して、五感を使って遊びきることの喜びや達成感を、友だちや保育士と共有、共感することで社会性を養い生きていく力を養います。 ・近隣に、松林や公園も多く自然に恵まれていて散歩に出掛けながら、様々な体験ができる環境にあります。 ・園舎は、小学校や老人施設と隣接しており、普段から自然な形で交流ができ、恵まれた環境にある。また、マンションに囲まれていることで、園庭開放など地域の利用者も多く、交流の場になっています。 ・散歩や戸外遊び、リズム遊び等、年間を通して体力づくりを目標に保育しています。 ・一時預かり保育で、就労形態に合わせた保育や、疾病・看護・育児リフレッシュなど保護者のニーズにあわせた保育を展開しています。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりを大切に、丁寧に保育を行っています。 ・日々の関わりの中で信頼関係をつくることに努め、保護者の皆様が楽しく子育てができるように支援を行っています。 <p>つくし野保育園の保育目標 「生き生きと元気に遊べる子」</p> <p>なかま・・・のびのびと友だちとあそぶ。 挨拶や話ができる。</p> <p>からだ・・・運動や散歩で体力をつける。 自然と触れ合う。楽しく食べる。</p> <p>こころ・・・よく見、よく聞き、よく考える。 自分を素直に表現できる。 優しさや喜びを知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師はお子さまの日々の様子を観察し、体調管理を行っています。育児相談も随時受け付けています。 ・食物アレルギー児には除去食で対応しています。栄養士による栄養相談も随時、受け付けています。 ・ホームページでは保育方針や施設紹介、行事予定などを知らせています。 ・災害時には、ツイッターにて安否情報などを発信する態勢をとっており、毎月の避難訓練の様子も発信しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
保育目標に沿った保育と職員の真摯な取り組み
「豊かな自然環境の中で子どもを育む」という当園の保育目標に向かって園長以下職員が一体となって真摯に保育に取り組んでいる姿勢が感じられます。0才から5才まで子ども達は年齢に応じた保育により生き生きとした表情をしています。職員は、腰を落として子どもの目線で話しかけ幼児の片言にも耳を傾けています。昼食時も笑顔で食事を楽しむだけでなく、食前後の挨拶、正しい姿勢の保持などの規律を求め食育に対する配慮が見られます。多種の職員で構成されながら自らの分野に止まらず園全体のために尽力している姿勢がうかがえます。快晴の青空のもと、近隣へ散歩に出かけた子どもたちの嬉々とした表情が印象的でした。
文書の適正な整備と管理
保育園の運営に必要な多数の文書が確実に整備され、それが適正に管理され必要に応じ利用できる体制になっています。保育園の運営には、入園手続きに始まり、保育関係、健康、保護者や地域との関係、職員関係等多数の業務があり、その主要なものは、市の規定、マニュアル申し合せ等の文書に則り実行されています。また、これらの文書を有効に活用するためには適正な改訂、更新等が必要です。当園ではこれらの文書をキャビネットに分別保管し、時宜に応じた適正な改訂、更新を行い、その整理、管理のため担当者を選任してこれらの文書を有効に活用しています。
地域における子育て支援の取り組み
保育園は、週2回の園庭開放(8月は休止)をはじめ、一時保育、延長保育、マイ保育園ひろば、子育て家庭への交流場所の提供、世代間交流としてのデイサービスの訪問、職場体験の受け入れ等地域との関わりを深めています。自治会へ園だよりを配布したり、保育園の行事等への参加を呼びかけたり、保育士、看護師、栄養士等専門職による子育て相談も行っています。子育て支援センターと連携を図り、ホール活動やあひこ子どもまつりなどのイベントに参加し、地域の人々との交流を広げています。最近では核家族が多くなり、子育てに苦労している人も多く、適切な助言、相談に応じて地域の子育て支援に取り組もうとしています。
食育の取り組み
食事のマナーや栄養の知識を子どもたちに育みながら、整えられた環境の中で子どもが楽しく食事ができるように、職員全員で取り組んでいます。保育園で提供する食事は、子どもの発育・発達に応じた栄養を確保しています。食事を含めた食育の計画を作成し、食事内容等を評価し、随時改善しています。園では、園児たちが食事する楽しさを感じてもらえるように工夫しています。園児が食事に感謝の気持ちを表しています。また栄養士が食材の産地を地図上で説明し作り手に対する感謝の気持ちが湧くように取り組んでいます。
さらに取り組みが望まれるところ
保護者の意見の把握とそれへの対応
様々な意見、感想を持つ保護者の意見を把握し、それらの意見に対し、説得力のある対応を期待します。保育全般、食育、時間外送迎、各種行事の内容、実施方法など様々な場面で保護者は自分の視点からの感想、意見を述べます。その中には傾聴すべきものもあれば、単なるクレームもあるかも知れません。それを見極めるには、そのような意見に対し、今にも増して十分耳を傾けて聞くことが求められるのでしょう。円滑な園運営には保護者の理解と協力を欠かすことはできません。利用者満足度の向上に向け、保護者の意見に対する丁寧な聴取の姿勢と意見に対する説得力のある対応が求められるのかと思われまます。
(評価を受けて、受審事業者の取り組み)
円滑な園運営には保護者の理解と協力が必要であることを真摯に受け止め、保護者からの意見を職員にも周知し利用者満足度の向上に向けての園運営ができるよう努めていきます。また、満足度の高い保育園になるよう保護者会役員をはじめ保護者の皆様の意見に対応していきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備 職員の就業への配慮 職員の質の向上への体制整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示 利用者満足の向上 利用者意見の表明	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価 子どもの健康支援 食育の推進	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
			32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				129	0

項目別評価コメント

つくし野

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>市立保育園共通の理念及び5項目の保育方針が定められています。これらは、2019年版「入園のしおり」及び平成31年度改定の「公立保育園のガイドライン」に明記されています。更にこれらを踏まえ各園ごとの特性を反映した保育目標が定められています。理念、方針には法の趣旨、人権擁護の精神が盛り込まれ、園の目指す方向、考え方を読み取ることができます。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針等は、門、玄関、職員室、各クラス等、職員、保護者等の見やすい場所に掲示してあります。「公立保育園のガイドライン」を全職員に配布し、理念・方針等の共有化を図っています。理念・方針に基づいた保育指導計画を作成し、具体的な日常の保育について(園長からの連絡事項やヒヤリハットの例など多岐にわたる)朝礼、職員会議で話し合い問題を職員で共有しています</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には、新年度の保護者会や入園説明会で「入園のしおり」等を配布し説明をしています。また、各クラスには年間計画及び月案が掲示されていて、それに基づき週の具体的な計画、連絡事項を黒板等に記載して連絡するほか、園だより、クラスだより連絡帳を通じて連絡しています。個人面談、園長懇談会、保育参加では保護者に直接伝え理解を深めています。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <p>市では「公立保育園の基本方針」を定め「ガイドライン」に記載されています。保育課を交えた園長会や子ども部内会議で事業計画を基本に実施状況についての確認と見直しを行っています。保育園全体の制度等についての事業計画は子ども部を中心に決められますが、実際の保育計画等の事業計画は、課内で保育士、看護師等も集まって見直し、改善をしています。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年度初めに保育課から「業務分担表」が示され、それに基づいて保育課、園長等で具体的な計画について話し合っています。例えば、個々の入園児の入園決定や、各園への割り振りなど具体的な事項を協議しています。年度途中でも、業務の進行状況について同様に話し合っています。決定事項等は職員会議、乳児会、幼児会等で周知しています。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長は週案会議、職員会議等で職員の話の聞いたり、普段の保育の状況を見たりしながら状況を把握しています。また、職員間やクラスが上手くいっているか等を見ながら面接し、適宜助言をしています。研修は多岐にわたっており、研修報告をし全職員で共有しています。人事評価は園長の個別面談で長時間にわたり丁寧に行っています。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「我孫子市職員倫理規則」があり、そこには、目的、心構え、禁止事項、利害関係等が規定され職員の守るべき倫理を明文化しています。入所時や研修の際には守秘義務や個人情報についての説明もあり職員への周知を図っています。プライバシー保護は「全国保育士会倫理綱領」や「公立保育園のガイドライン」にも明文化され、職員に配布して周知を図っています。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 人事評価については、「我孫子市職務権限規定」「人事育成方針」「人事評価マニュアル」等があり、役割、権限、人事評価の方法等を明確にしています。職員の経験年数により目標が設定され、その到達度により客観的な基準に当てはめ、その結果を管理者が評価するという形になっています。その結果は本人に告知し、異議申立ての機会を与え最終的な評価にしています。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人管理体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 園長は毎月勤務記録表を記入し、勤務記録状況を確認し休暇の消化率等のデータをチェックしています。問題点については乳児会、幼児会においてその組織のトップを中心に話し合い、その結果は園長補佐、園長という順に伝え職員が相談しやすい工夫をしています。市では通常の休暇のほかに子育て休暇があり、十分にとれるような配慮をしています。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 市の「人材育成方針」に基づきOJT、階層別研修、専門研修、特別研修など設定しています。また、保育士、保健師、栄養士調理員等専門職についても、更に、階層別にも各種の研修を用意し、職員はそれぞれ参加しています。新人職員には、それぞれ研修を受けた担当職員がついて指導しています。研修結果は、職員会議、週案会議等で報告し、共有しています。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 職員は定期的に市や千葉県保育協議会等の研修や園内研修を受けています。子ども一人ひとりの育ちを大切に、子どもの権利や個人の意思を尊重し、子ども主体の保育を心がけ、安全、安心な環境づくりに努めています。虐待が疑われる場合は市の子ども相談課や児童相談所と連携を図り、情報を共有し対応する体制を整えています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報の保護に関する規定をホームページ、「入園のしおり」等に記載し園内に掲示しています。保護者には入園説明会や保護者会で説明し書面にて同意を得ています。職員には研修で、実習生やインターシップの学生等には、オリエンテーションで説明し守秘義務の徹底を図っています。パソコンで管理している記録情報は市の保育課のファイルサーバーで管理しています。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 運動会や父母会等の行事の際に保護者へのアンケートを実施し、保護者の意見、要望の把握に努めています。把握した意見、要望は園長懇談会で話し合い速やかに対応し、その後の対応については職員会議等で全職員で検討しています。保護者が要望や意見を言いやすい雰囲気作りを心がけ、事務室が窓口となり随時面談などを受け付けています。時間外でも担任と話せるように早番・遅番表を事務所前に掲示しています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 相談・苦情等対応窓口及び担当者は「保育園のガイドライン」に明示し、園内にも掲示しています。玄関にはご意見箱も設置しています。保護者がどんな些細な事でも言えるよう、連絡ノートや引継ぎノートなども利用してコミュニケーションを図っています。保護者からの相談、苦情や子ども同士のトラブル等は、園長を中心に保育園全体で対応し、保護者に解決内容を説明し納得を得ています。相談、苦情等の内容は記録されています。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は人事評価、自己評価を行い、半期に1度園長と面接して、保育内容を振り返り、課題を発見し改善に努めています。また、年間計画を基に保育内容の月案、週案、日案を作成し、保育実践した後反省や評価を行い、課題や気づきを次の保育へとつなげています。第三者評価を受審し結果を公表して、継続的に保育の質の向上、改善の取り組みを図っています。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の標準的実施方法については、乳児、幼児共に年齢ごとの保育マニュアルを作成し、業務の基本や手順を明確にしています。保育マニュアルは、活動内容が写真付きで作成され、新人保育士育成にも役立っています。子どもの発達状況に合わせ、職員で話し合い、必要に応じ随時マニュアルの見直しを行っています。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>市のホームページ、広報あびこ、子育てガイドブック、わく2すく2等で園の情報を発信しています。園の見学や問い合わせは随時受け付けています。出産前の人や父母で見学に来る人もいます。見学時には「保育園のご案内」を見学者に配布し、園長補佐と一緒に園内外を見学しながら説明や質問に対応しています。見学者には水曜日の園庭開放やマイ保育園ひろば、年齢別保育や行事等への参加も呼びかけています。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>市の保育課の面接後、保育園で園長、園長補佐、保健師、栄養士による保育方針、保育内容、重要事項等の入園説明会を行い、保護者の意向を確認し同意を得ています。市の「面接記録表」をもとに、園でも面接し、個別の児童票や保育計画を作成しています。各クラスの担任は保護者に年度の目標や活動内容など説明し、入園後慣らし保育を活用しながら、子どもが安心して園生活を送れるように配慮しています。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所保育指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を捉え、指導案を立案しています。保育の目標である「生き生きと元気に遊ぶ子」をもとに全体的な計画を作成しています。一人ひとりの発達課程に応じた保育、個人差、家庭環境、地域の実態に即した保育活動ができるように全体的な計画を作成し全職員で共通の理解ができるように努めています。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもや環境の状況を踏まえて「全体的な計画一年間指導計画一月案一週案一保育の実践一記録一ふりかえり」の作業を繰り返し、保育の実践に努めています。年齢や成長発達の異なる子どもの状況を把握し、臨床心理士のアドバイスを受け保護者との信頼関係のもと24時間意識した生活支援を行っています。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの発達段階に応じた玩具を用意しています。子どもの自発性を発揮できるように環境を整えています。クラスだよりで各クラスの取り組みが分かり、子供の成長をうかがうことが出来ます。手作りおもちゃを取り入れ年齢にあった遊びの幅を広げ子どもの成長に役立っています。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 散歩経路や公園等については、散歩マップや保育士の配置や体制の見直しをし、異常や危険性がないかをチェック、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録をつけ、全員で共有しています。豊かな自然環境の中で、四季を通して、五感を使って遊び、散歩やデイサービス、小、中、大学生のインターンシップなどで地域の人と関わり、地域の人たちへ挨拶のできる子、感性豊かな、好奇心旺盛な子に育つよう取り組んでいます。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) けがや傷には十分注意し、おもちゃの取り扱いやトラブルが発生したときは、お互いの思いを汲み取り、解決するようにしています。時間外保育や土曜保育での異年齢との交流を行うことで、年長児は年少児の世話をして、年少児は年長児の話をよく聞くなどして社会性を徐々に身につけていけるように工夫しています。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 特別配慮を必要とする子どもには、個別の指導計画をもとに、経過記録、発達記録を作成し、職員会議を通して職員間で情報を共有しています。巡回相談や保育相談など専門家からの助言を受けながら保育を進めています。保護者には日々の園での様子を詳しく伝え、相談に応じたり情報共有しています。保育士は発達センターの体験学習やすすく学習会の研修会にも参加し、専門的な知識を得ています。また研修で得た成果を共有して実践しています。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) この欄は、よく分かりませんね。延長保育の引継ぎ事項は記録用紙に記入し、保護者からの伝達事項、園からの伝達事項を記入して伝え漏れのないようにしています。大事なことは手紙で伝えたりもしています。長時間過ごす子どもに対しては、家庭にいるような落ち着いた環境で過ごせるように配慮しています。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 保護者とのコミュニケーションは日々の送迎時に子どもの様子を伝えていきます。0・1歳児クラスは個人の連絡帳で日々やり取りをしています。園からの連絡は「園だより」「保健だより」「給食だより」「献立表」や連絡帳、掲示その他プリントなどで知らせています。日常的な情報はクラスのホワイトボードや掲示版で周知徹底を図っています。保護者からの相談は相談カードに記入し、園長、職員が相談に応じる体制が出来ています。就学に向けて教育委員会と共に「幼保小連携協議会」を組織するなど、各機関と連携を図ると共に、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などを園から小学校に送付しています。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 保健計画に基づき毎月の体重測定、嘱託医による年2回の内科、歯科、眼科の検診を実施し、結果は保護者に報告しています。健康状態、発達状態は保健師が各クラスを巡回し把握しています。環境整備は保育園保健マニュアルに基づき保育園の衛生管理を行っています。基本的な生活習慣、衛生習慣が身につくよう保護者に保健指導を行っています。子どもに不適切な養育の兆候や虐待を受けている疑いのある場合は、園長に報告し保育課、子ども相談課、児童相談所と連携を取っています。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中の体調不良や事故、ケガが発生した際は、園は保護者へ連絡し、場合によっては嘱託医や近隣の医療機関で受診する体制が整っています。感染症及び食中毒は感染症マニュアル、食中毒マニュアルをもとに研修を行っています。子どもの急病に備えて事務所内にベットを準備しています。救急用の医薬品は3か月ごとに在庫や期限切れの確認を行っています。		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 年間食育計画を作成し、食事内容についても評価をし、随時改善に努めています。子供たちは野菜の栽培や野菜の皮むき、盛り付け等で調理員と関わっています。園では外部講師による食育教室などで食育推進に努めています。給食は当番の子どもがメニューを読み上げ、栄養士が食材や栄養について、地図で産地の説明をしています。植物アレルギーの子どもに対しての医師からの指示書は保護者や職員全員で共通の理解をして誤食防止に努めています。食材の選定や調理にも細心の注意を払っています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 衛生管理については、朝礼で保健師が衛生指導管理や保健指導を行い、職員全員の意識向上を図っています。子どもにも手洗い方法を指導し、掲示しています。職員は子ども達が快適に過ごせるように空調の調整を行い、保育室の掃除や玩具の消毒は毎日行って、環境整備に取り組んでいます。指定箇所放射線量の測定は年1回、給食の食材検査は毎月行い、結果は園内に掲示し、市のホームページでも公表しています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 事故発生時の対応マニュアルを整備し、園内研修で職員全員が速やかに対応できるように徹底しています。散歩マップに危険箇所を記入し、ヒアリング表の活用で未然の事故防止に努めています。事故が発生した時は朝礼や職員会議で情報を共有し、今後の事故防止に繋げるようにしています。月1回、施設遊具の安全点検、定期的な保守点検を行っています。不審者対策は防犯カメラの設置、玄関のオートロック、門扉の施錠、警備会社との契約、不審者訓練の実施等で図られています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 非常災害時の役割分担、緊急対応マニュアル、避難経路図を園内に掲示しています。備蓄用品も保管し、月末には災害内容や場所、時間を想定した避難訓練を行っています。消防署と連携した避難訓練には職員、園児、地域の災害時協力員が参加しています。保護者には引き渡しカードを作成し、引き渡し時に混乱がないように工夫しています。安否確認は公立保育園公式ツイッター、災害伝言ダイヤルで確認できる仕組みが整っています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 地域の子育てニーズを把握し、一時保育、園庭開放、マイ保育園ひろば、子育て家庭への交流場所の提供、育児相談、援助等を行っています。世代間交流としてのデイサービスへの訪問、職場体験での小中高生とのふれあい、散歩時に地域の人と挨拶や言葉を交わす等の機会を大切にしています。子育て支援センターと連携を図り、ホール活動やあびこ子どもまつりなどのイベント参加で地域の人々との交流を広げています。</p>		